

ウェルフェア北園渡辺病院

介護医療院 アルメリアハウス 重要事項説明書

(事業の目的および運営方針)

社会医療法人明和会医療福祉センターが設置するウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院 アルメリアハウス（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(当事業所の概要)

- (1) 法人種別及び名称 社会医療法人 明和会医療福祉センター
- (2) 名称 ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院 アルメリアハウス
- (3) 所在地 〒680-0003 鳥取県鳥取市覚寺 181 番地
- (4) 連絡先 TEL (0857) 27-1151 FAX (0857) 27-1152
- (5) 管理者 院長 橋口 浩一
- (6) 介護保険指定番号 31B0100064

(施設の概要)

1) アルメリアハウス（ウェルフェア北園渡辺病院本館 4 階）

建物構造	耐火建築物
療養棟面積	1, 605.46 m ²
療養室	28 室（1 室の最大療養床数 4 床）
一人あたりの床面積	10.92 m ²
主な設備	火災報知器、スプリンクラー、非常灯、ナースコール エアコン、特殊浴槽、デイルーム兼食堂、談話室など

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は別紙のとおりとする。

(介護医療院の入所定員)

施設入所定員

I 型療養棟の入所定員：アルメリアハウス 60 名

(介護医療院サービスの内容)

介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 診療
- (3) 入浴
- (4) 排せつ
- (5) 褥瘡の予防
- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (7) 食事
- (8) 口腔衛生の管理
- (9) 機能訓練
- (10) 相談、援助
- (11) 地域交流活動を含むレクリエーション行事

(利用料等)

- 1 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。また、別紙に掲げる「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」によるものと、介護保険の給付対象とならないサービスの費用の額の支払いを受けることができるものとする。
- 2 利用料は、1か月分(1日～末日)をまとめて請求し、翌月の11日(土日、祝日にあたれば翌日の平日)に請求書を発行とする。
- 3 利用料の支払い方法は、1階総合受付への窓口払い(月～土 8:45～17:00)か銀行振り込みとする。

(衛生管理等)

- 1 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設において、食中毒又は感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時、事故等における対応方法)

- 1 施設は、介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師へ連絡を行い必要な措置を講ずる。
- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をするものとする。
- 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、

損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

【防災設備】

スプリンクラー設備・自動火災報知設備
避難階段・非難誘導灯・電気錠・滑り台
防火シャッター・排煙装置
粉末消火器・補助散水栓
非常通報設備・火災ガス漏れ警報設備
非常用電源

(相談窓口・苦情対応)

- 1 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【当施設の苦情・相談窓口】

TEL : 0857-27-1151

担 当 者 : 介護医療院 アルメリアハウス課長

受 付 時 間 : 午前 9 : 00 ~ 午後 16 : 45

【その他の苦情・相談窓口】

- ・鳥取県国民健康保険団体連合会 [介護保険室]
(電話) 0857-20-2100 (FAX) 0857-29-6115
- ・鳥取県社会福祉協議会 [鳥取県福祉サービス運営適正化委員会]
(電話) 0857-59-6335 (FAX) 0857-59-6340
(電子メール) unei-t@tottori-wel.or.jp
- ・鳥取市福祉部長寿社会課介護保険係
(電話) 鳥取市代表番号(コールセンター) 0857-22-8111
(直通番号) 0857-30-8212 (FAX) 0857-20-3906

【第三者評価の実施状況】

・実施の有無：無

(秘密保持)

施設は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはしない。ただし利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合、一定の条件の下で情報を提供することができるものとする。

(個人情報の保護)

- 1 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を得るものとする。

(従業者の研修機会の確保)

施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(虐待防止に関する項目)

- 1 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待予防に関する委員会を設け、措置を講ずるものとする。
- 2 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施する。
- 3 入所者及びその家族からの相談、苦情を受ける体制整備を行う。
- 4 その他虐待防止のために必要な措置を行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

一部改訂 令和6年4月1日

(介護医療院サービス内容 口腔衛生の管理の項目)(虐待防止に関する項目)を追加

介護医療院の利用料について【アルメリアハウス】

① 「I型介護医療院サービス費」（各種加減算を含む）と「特別診療費」の合計

(1割負担の場合)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	833 円/日	943 円/日	1,182 円/日	1,283 円/日	1,375 円/日
従来型個室	721 円/日	832 円/日	1,070 円/日	1,172 円/日	1,263 円/日

◇各種加算等（利用者様の状態やサービスに応じて、以下の料金が加算されます。）

夜間勤務等看護加算 7 円/日 外泊時費用 362 円/日（月 6 日が限度）

他医療機関受診時費用 362 円/日（月 4 日が限度）

初期加算（入所後 30 日に限る）30 円/日 協力医療機関連携加算 100 円/月

退所前後訪問指導加算 460 円/回 退所時指導加算 400 円/回 退所前連携加算 500 円/回

退所時情報提供加算（I）500 円/回（II）250 円/回 訪問看護指示加算 300 円/回

経口維持加算（I）400 円/月（誤嚥が認められる方の栄養管理） 療養食加算 18 円/日

緊急時治療管理 518 単位/日（月 1 回連続する 3 日を限度）

科学的介護推進体制加算（I）40 円/月

安全対策体制加算 20 円/日（入所初日のみ） サービス提供体制強化加算（I）22 円/日

介護職員処遇改善加算（I）（1 月につき 介護療養施設サービス費と特別診療費の 5.1%）

◇特別診療費

感染対策指導管理 6 円/日 褥瘡対策指導管理（I）6 円/日 薬剤管理指導 350 円/回（週 1 回に限る）

初期入所診療管理 250 円/日（入所中 1 回 重要な変更の場合は 2 回）

医学情報提供〔病院へ提供〕220 円・〔診療所へ提供〕290 円/1 退院につき 1 回

理学療法（I）123 円/回 理学療法体制強化加算 35 円/回 作業療法 123 円/回

言語聴覚療法 203 円/回 理学療法・作業療法・言語聴覚療法に係る加算 33 円/月

摂食機能療法 208 円/回 精神科作業療法 220 円/日

短期集中リハビリテーション 240 円/日（週 3 回を限度）

②居住費 及び 食費 令和 6 年 8 月～

◆利用者負担（1人1日につき）

区分	居住費	食費
従来型個室	1,780 円	1,680 円
多床室	437 円	

※入院日および退院日、外泊日等の食事については、1食 560 円とします。

※ただし、世帯の収入によっては、下記のとおり、居住費・食費が軽減されます。

	利用者負担段階	従来型個室（日額）		多床室（日額）	
		居住費	食費	居住費	食費
①	高齢福祉年金受給で世帯全員住民税非課税・生活保護の受給者	550円	300円	0円	300円
②	世帯全員が住民税非課税・課税年金収入額と合計所得が80万円以下の方	550円	390円	430円	390円
③	世帯全員が非課税世帯で②に該当しない方（課税年金収入が80万円超え120万円未満の方等）	1,370円	650円	430円	650円
④	世帯全員が非課税世帯で②③に該当しない方（課税年金収入が120万円超え266万円未満の方等）	1,370円	1,360円	430円	1,360円

③特別室利用に係る差額

区分	床面積	部屋番号	料金	備品
個室	平均 14㎡	332,333,352,353,355 356,357,358,361,362 363,365,366,367	220円 (1日につき)	電動ベット・応接セット・ロッカー・キャビネット テーブル・椅子

④理美容代・・・院内の理美容施設をご利用ください。

【料金】男性カット ⇨ 2,000円 女性カット ⇨ 2,000円

※その他のメニュー、料金等につきましてはお問い合わせください。

⑤日常生活費

- ・ 身の回り品 ティッシュペーパー・洗面用具等は、ご持参ください。
但し、ご希望により、預り金より実費で購入させていただくこともできます。
- ・ 教養娯楽費 ご負担はありません。
- ・ 健康管理費 実費(予防接種に係る費用等)
- ・ 金銭管理委託費 1日につき 30円(金銭管理の委託をした場合)
- ・ 洗濯代 洗濯は、ご家族でお願いします。但し、ご事情により出来ない場合は、お申し出くだされば業者委託(実費)のお取り次ぎをします。

⑥その他料金等

- ・ 介護サービス提供記録の開示を希望されて、交付させていただく際のコピー代等の実費をご負担いただきます。
- ・ オムツ代は、原則として介護給付費に含まれますので、お支払いいただく自己負担はありません。但し、上質な物等特別な紙オムツを希望される場合は、標準的な物との差額をご負担いただきます。
- ・ 医療保険と介護保険の給付調整で、医療保険への請求が認められている診療区分（画像診断：CT、投薬：抗悪性腫瘍剤・抗ウイルス剤等）につきましては、医療保険の一部負担金をご負担いただきます。

◆利用料金表（1ヶ月31日計算）令和6年8月～

利用者負担段階	介護サービス費	食費	居住費	合計
第1段階 ・高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 ・生活保護の世帯	15,000円	9,300円	従来型個室 17,050円	41,350円
			多床室 0円	24,300円
第2段階 ・住民税非課税世帯 ・年金収入額と合計所得が80万円以下の方	15,000円	12,090円	従来型個室 17,050円	44,140円
			多床室 13,330円	40,420円
第3段階① ・住民税非課税で②に該当しない方 ・年金収入額と合計所得が80万円～120万円未満の方	24,600円	20,150円	従来型個室 42,470円	87,220円
			多床室 13,330円	58,080円
第3段階② ・住民税非課税で②に該当しない方 ・年金収入額と合計所得が120万円超	24,600円	42,160円	従来型個室 42,470円	109,230円
			多床室 13,330円	80,090円
第4段階① ・課税世帯	44,400円	52,080円	従来型個室 55,180円	151,660円
			多床室 13,547円	110,027円
第4段階② ・課税世帯（同一世帯に年収770万円以上の65歳以上がいる場合） ・課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円	52,080円	従来型個室 55,180円	200,260円
			多床室 13,547円	158,627円
第4段階③ ・課税世帯（同一世帯に年収1,160万円以上の65歳以上がいる場合） ・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円	52,080円	従来型個室 55,180円	247,360円
			多床室 13,547円	205,727円

§ 介護サービス費については、要介護度ごとの『介護療養施設サービス費』（各種加減算を含む）と『特別診療費』との合計額（1割負担の場合）をお支払いいただきますが、収入区分に応じた『高額介護サービス費』の払い戻しが受けられます。

上記には、各収入区分の基準額（実質の負担額）を記載しています。

(1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 2名以上（ウェルフェア北園渡辺病院の医師が兼務）

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

また、医師は、入所者の病状が急変した場合においても速やかに診察を行う体制を確保するため、宿直（病院内指定場所にて）を行う。

(3) 薬剤師 1名以上（ウェルフェア北園渡辺病院の薬剤師が兼務）

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

(4) 看護職員 10名以上（そのうち看護師が20%以上）

看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 12名以上

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供にあたる。

(6) ①療養棟内などで行われる各種療法

理学療法士 2名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚士 1名以上（ウェルフェア北園渡辺病院の言語聴覚士が兼務）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

②精神科作業療法

作業療法士 1名以上(療法専任者)

(7) 栄養士 1名以上（ウェルフェア北園渡辺病院の栄養士が兼務）

栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上（但し、他職種と兼務）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

(9) 診療放射線技師 1名以上（ウェルフェア北園渡辺病院の技師が兼務）

(10) 事務員 1名以上（ウェルフェア北園渡辺病院の事務員が兼務）

事務員は、必要な事務を行う。